

○福井市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
建替住宅取得支援事業	補助	子育て世帯、新婚世帯、U・Iターン世帯、被災者世帯が居住誘導区域で旧耐震住宅を除却し新築住宅に建替える際の除却工事に対して補助 【補助金額】 30万円/戸 他要件あり	住宅政策課 0776-20-5571
多世帯近居中古住宅取得支援事業	補助	多世帯で同一小学校区内に新たに近居するための中古住宅取得に対して補助 【補助金額】 居住誘導区域内の物件 30万円/戸 上記以外の物件 20万円/戸 他要件あり	
多世帯同居リフォーム支援事業	補助	多世帯で新たに同居するためのリフォームに対して補助 【補助金額】 対象工事費の1/3 居住誘導区域内の物件 上限30万円/戸 上記以外の物件 上限20万円/戸 他要件あり	
若年夫婦・子育て世帯家賃補助事業	補助	県外から転入して、新たに市営特定公共賃貸住宅に入居する若年夫婦・子育て世帯の家賃の一部を補助 【補助金額】 1月につき最大2万5千円 【補助期間】 最大24か月間 他要件あり	
空き家取得支援事業	補助	子育て世帯、新婚世帯、U・Iターン世帯、被災者世帯の空き家の購入に対して補助 (空き家情報バンク登録物件対象) 【補助金額】 居住誘導区域内の物件 60万円/戸 上記以外の物件 30万円/戸 他要件あり	
空き家リフォーム支援事業	補助	賃貸住宅の所有者、子育て世帯、新婚世帯、U・Iターン世帯、被災者世帯の空き家リフォームに対して補助 (空き家情報バンク登録物件対象) 【補助金額】 対象工事費の1/5(上限30万円) 他要件あり	
空き家居住家賃支援事業	補助	子育て世帯、新婚世帯、U・Iターン世帯、被災者世帯に対し、空き家の家賃の一部を補助 (空き家情報バンク登録物件対象) 【補助金額】 月額家賃の1/3(1月につき最大2万5千円) 【補助期間】 最大24か月間 他要件あり	
空き家診断促進促進事業	補助	空き家診断士が空き家の劣化・不具合の状況を調査する費用に対して補助 (空き家情報バンク登録物件対象) 【補助金額】 診断費用の2/3(上限3万5千円) 他要件あり	
空き家流通アドバイザー派遣事業	補助	空き家の売買・賃貸の検討にあたり、市が派遣する専門業者(市の登録を受けた宅地建物取引業者)からアドバイスを受ける 【個人負担なし】 他要件あり	
空き家適正管理促進事業	補助	市内にある空き家が周囲への悪影響を及ぼすことを防ぎ、空き家の適正管理を図ることを目的に、空き家を管理する費用の一部を補助 【補助金額】 管理代行サービスの利用に要した経費に3分の1を乗じて得た額 上限36,000円/年 他要件あり	
老朽危険空き家等除却支援事業	補助	市内にある保安上危険となるおそれがある特定空き家等(又はこれに準じる空き家等)を解体するときの費用の一部を補助 【補助金額】 延床面積×5,000円又は除却工事費の1/2のいずれか安いほう 上限50万円 他要件あり	

(次頁へ続く)

○福井市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
浄化槽設置補助事業	補助	合併処理浄化槽区域において、浄化槽の設置に要する費用の一部を補助(汲み取り便所や単独浄化槽からの転換、新築(条件あり)に伴う設置) 【補助金額】 住宅は浄化槽の設置に要する費用の9割 その他は7割(ともに浄化槽の性能、大きさに応じて限度額あり)	上下水道サービス課 0776-20-5632
浄化槽維持管理補助事業	補助	合併処理浄化槽区域の個人住宅に対して、浄化槽の維持管理に要する費用の一部を補助 【補助金額】 浄化槽の維持管理費と下水道使用料相当額との差額分	
排水設備工事資金貸付制度	融資	公共下水道に接続する場合、または合併処理浄化槽区域において単独浄化槽を廃止する場合の排水設備工事等に対し、資金を融資します。 【融資金額】 上限100万円(無利子) ※お申し込みは、工事着工前 ※融資実行の翌月から月2万円の均等返済	
浸水防除施設設置費補助金	補助	中心市街地の浸水被害軽減を目的として雨水タンク・止水板を設置する費用の一部を補助 【補助金額】 ①雨水タンク: 対象経費の1/2または限度額のいずれか低い額 容量別限度額 100～500リットル未満 2万円 500～1,000リットル未満 4万5千円 1,000リットル以上 6万円 ②止水板: 対象経費の2/3または限度額50万円のいずれか低い額	下水管路課 雨水対策室 0776-20-5651
木造住宅耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成を行うにあたり、市が耐震診断士の派遣を支援 【個人負担】 1万円	建築指導課 0776-20-5574
木造住宅耐震改修促進事業	補助	耐震診断の結果、耐震補強の必要があると判定された一戸建て木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 全体改修: 最大120万円(工事費の80%以内) 部分改修: 最大30万円(工事費の80%以内)	
吹付けアスベスト調査事業	補助	吹付け建材に係るアスベスト調査に要する費用の一部を補助 【補助金額】 調査費用から消費税及び地方消費税を除いた額(上限25万円)	
危険ブロック塀除却事業	補助	通学路に面する倒壊の危険性が高いブロック塀等の除去に要する費用の一部を補助 【補助金額】 ①危険ブロック塀を除却する工事(上限額5万円) ・対象の塀の見付面積 × 3,500円/㎡または工事費用 × 2/3の小さいほう ②除却後に木塀へ建替える工事(上限額10万円) ・対象の塀の見付面積 × 7,000円/㎡または工事費用 × 2/3の小さいほう	
伝統的民家普及促進事業	補助	伝統的民家群保存活用推進地区の伝統的民家(一乗谷地区特定景観計画区域内に限る)に認められる住居の改修に要する経費の一部を助成(改修工事及び補助金の支援は次年度以降) 【助成金額】 経費合計額のうち1/2: 上限140万円 【補助対象】 外観または構造体(耐震補強にかかるものを除く)の改修工事 土蔵の外観、門及び塀を地域の景観と調和するための改修工事	文化振興課 0776-20-5367
住まい環境整備支援事業	補助	介助が必要な高齢者等が在宅生活を長期間継続できるように居住環境の整備を行う場合、その費用の一部を補助 【補助金額】 (生活保護・市民税非課税世帯) 上限80万円 助成率9/10 (世帯員全員の合計所得が320万未満の世帯) 上限40万円 助成率1/2 (世帯員全員の総所得から世帯員分の基礎控除を差し引いた額が600万円未満の世帯) 上限20万円 助成率1/4 ※上記基準に基づき、当該年度予算の範囲内にて補助	地域包括ケア推進課 0776-20-5400

(次頁へ続く)

○福井市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
重度身体障がい者 住宅改造助成事業	補助	在宅の重度身体障がい者が、日常生活を営むのに著しく障がいがあるため、住宅を改造する必要があるとき、その費用の一部を助成 【助成金額】 助成対象経費の8割(上限額60万円 ※介護保険の対象者でない視覚・上肢のみ80万円)	障がい福祉課 0776-20-5435
日常生活用具給付等事業 (住宅改修費)	補助	在宅の重度身体障がい者が、日常生活を営むのに著しい支障があるために、段差解消等比較的小規模な住宅改修を行う場合、その費用の一部を助成 【助成金額】 助成対象経費の9割(上限額20万円)	
居宅介護(予防) 住宅改修事業	保険給付	在宅の要介護者・要支援者が、手すりの取付けなど、一定種類の小規模な住宅改修を行った場合、その改修費の一部を給付 【保険給付額】 20万円を上限に住宅改修の実際の費用の9割～7割相当	介護保険課 0776-20-5715
住居確保給付金	給付	離職、または給与が減少し離職や廃業と同等の状況により住居を失った方、失う恐れのある方には、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給	福祉総合相談室 よりそい 0776-20-5580

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。